

高橋(稔)委員

まず、県有施設の見直しについて何点か伺いたいと思います。本日、緊急財政対策の取組状況という資料を頂きまして、先ほど御説明いただきましたけれども、この中で人件費総額の抑制、2番目に県有財産の有効活用等ということで記載されておりますが、昨年の神奈川県緊急財政対策でクローズアップされました県有施設の見直しという項目については7ページ目に記載されておりますが、県有財産の有効活用等の3番目に位置しております。昨年の鳴り物入りで入ってきた県有施設の見直しというものがトーンダウンをしたような、そういう印象を受けたんですけれども、これについてはどういう背景があったのか確認させていただきます。

予算調整課長

昨年10月に発表いたしました緊急財政対策では、平成25年度は700億円、それから平成26年度は900億円の財源不足が生ずる可能性があるとお話し申し上げておりました。したがって、今回、御報告申し上げた緊急財政対策の取組状況につきましては、こうした財源不足に対して、今般、どれだけの財源が確保できたかといった点を中心に御報告を差し上げようといった構成にさせていただいたところでございます。

そうなりますと、まず人件費の抑制が財源確保額としては最も多くございます。また職員自らが身を削る取組もさせていただいたということでございますので、まずはそれを冒頭に述べさせていただきました。

続きまして、県有財産の有効活用でございますけれども、そもそも県有施設の見直しにつきましては維持管理経費の削減はもちろんでございますけれども、資産売却による歳入確保といったものも、その効果として期待しているものでございますので、今回、県有財産の有効活用の中に含ませて、一体として記載をさせていただいたものでございます。したがって、決してその位置付けを変えたとかそういった意味ではございません。

高橋(稔)委員

大事な県有施設の見直しということで、これも有効活用と言いますか、有効というのはどういう意味かと言うと、効果的に売却ということもあれば、効果的な活用、利用促進等といった側面があるんだと思いますけれども、この県有施設の見直しというのが率直に申しまして、すぐ財政対策として活用できるかどうかということを考えますと、かなり日頃より財産経営課等も御苦労されていると思いますので、なかなかこういうものが財政対策としてすぐ結び付くのかちょっと懸念をしているんですけれども、この辺についてはどういうお考えでしょうか。

行政改革課長

県有施設の見直しでございますが、委員がおっしゃられるとおり、それが直ち

に、例えば資産の有効活用、財産の有効活用ということで売却等により財源確保につながるというものでは確かにございません。

まずステップといたしましては、ロードマップの中で県有施設につきまして、今後のいろいろな調整の方向性等をお示しさせていただいております。そうした中でやはり利用者の方がいらっしゃる、また、地元の市町村との調整も丁寧にやっっていかなければいけないということで、直ちに財源確保に結び付くというものもなかなか出にくいものではございますけれども、そうした調整を今やっておかないと将来的な財政負担の軽減にはつながらないと思いますので、ここで集中的に取り組を進めていきたいと考えているところでございます。

高橋(稔)委員

資料の7ページには目標額が示されておりまして、11施設の廃止による活用可能資産額が約52億円と記載されているわけですが、こういったことの目標を立てておられるということであり、今回、ロードマップで示されておりまして、廃止するという表記がされているわけですが、これらの廃止後の売却益なり、有償譲渡なり、どういう方法がふさわしいか置いておいても、こういったことが本県の財政に資するように取り扱っていくんだと思いますけれども、そもそも今回のロードマップで廃止する県民利用施設はおよそどのくらいあるのか確認させていただきます。

行政改革課長

今回のロードマップでお示しした中で、調整の方向性の中で廃止の方向という形で整理をさせていただいている県民利用施設は20施設でございます。

高橋(稔)委員

20施設ということで今、お示しがあつたんですけれども、県有施設全体を通して効率的な再配置を行っていくということであろうと思いますけれども、例えば他の用途で県として有効活用していく施設も出てくるんじゃないかと推測するわけですが、廃止対象となっている施設全てが果たして売却に結び付くのか、それとも施設を廃止し、売却した場合に財源がどのくらい確保できるのか、また、気になるのは時期ですよね。どのくらいのときに、余り先にそういう売却益が出て、これまた効果が半減してしまいますので、トータルでその辺の考え方はどう整理していらっしゃるのか伺います。

行政改革課長

県民利用施設の20施設は、移転に伴って現施設を廃止するという方向も含めての20施設でございます。これらの廃止した後の建物や土地等について、今の時点で全て売却という整理をしているわけではございません。今後、県としてそれを使っていくのかどうかも含めて検討していくという段階でございます。

そうしたことから、今の時点で売却した場合の売却益は幾らかというところにつきましては計算ができない状況でございますが、参考として資料の7ページにもお示ししておりますけれども、11施設の廃止による活用可能資産額ということで、参考までに台帳価格で約52億円ということを示させていただいているところ

でございます。

これらの施設につきまして、今後、売却ということになりましたら、すぐに売る手続に入れるかといいますと、やはり土地によりましては取得した時期が古いことから土地の測量とか境界の確定、そうした権利関係の整理を始めなければいけないものもございますし、土壌汚染の調査等が必要になる場合もございます。あと売却に当たりましては上物をどうするかというような整理もございます。そうした様々な課題の解決には1年から2年を要することもあるかと考えておりますが、課題が解決され次第、速やかに手続に入れるように準備は整えてまいりたいと思っております。

高橋(稔)委員

分かりました。全てが売却対象にならないということも、もっともだと思いません。ここに約52億円というふうに目標を定めておられるわけですが、台帳ベースの形なんでしょう。前も伺ったことがあるかと思いますが、未利用のいわゆる普通財産の県有地というのはどのぐらいの件数があって、そもそも台帳価格ではおおよそどれぐらいなのかを把握していらっしゃるのでしょうか。

財産管理課長

普通財産で未利用の県有地ということでございますが、昨年12月1日現在で整理をいたしましたところ、県が利用していない普通財産につきましてはトータルで174件ほどございまして、金額にいたしますと台帳価格で362億7,800万円ほどになります。

高橋(稔)委員

先ほど来から伺っていますように、それらがすぐ売却対象になるかどうか、これも大変御苦労もあろうかと思えます。そこで気になるのが、一つは、いかに効果的に売却をしていくかという、その辺もしっかり対応していかなきゃいけないと思えますけれども、今回、財産経営課が財産経営部になりますよね。この辺のところの考え方は今、申し上げたことと何か関連しているのでしょうか。

人材課長

今回の組織再編で、正に財産経営という名称とさせていただきました。これは積極的に県の財産を活用していくという意味を込めまして、そういう組織にしたということでございます。

高橋(稔)委員

課から部への昇格ということで、そういった意味で大きな力を発揮していただくことを期待しますが、先ほど県債全体の管理目標をしっかりと定めて運営していくというお話がありまして、その説明の中でも後世代のみならず、現世代の県民サービスの在り方もしっかりと考えていくというような趣旨のお話がありましたけれども、県債の管理目標においても、この県有施設、県有財産の在り様においても正にそういう視点が大事なのかなという思いで伺っておりましたけれども、御見解があれば伺っておきたいと思えます。

行政改革課長

県有施設の見直しの目標の立て方ということで受け止めさせていただいて、お答えさせていただきますと、県有施設の見直しに伴う財源確保をどのように見通していくかということになりますと、例えば今申し上げました施設の廃止、これはやはり現時点で、先ほども申し上げた52億円という台帳上の資産価値は把握をしているところではございますけれども、その建物とか土地を今後、県としてどのように利活用するのか、また、県では使わないのかと、その辺りの判断が決まらないと財源や効果は算出することはできないと考えております。

また、市町村等への移譲という方向性を整理させていただいている施設も多々ございますが、そうした施設につきましても移譲の条件そのものによって財源や効果がどのように変わってくるかというのは当然変わってきますので、その辺りも今後、相手方と丁寧な調整をしていかなければいけませんので、今の時点ではなかなか算定することができない。

ただ、いずれにいたしましても関係市町村、また関係団体との調整を進めていく中で、個々の施設の見直しを具体化していく。そうした中で見直しの効果が算定できるものは当然出てくると思います。そうした時点でお示ししていくものだと考えておまして、今の時点で全体的な財源確保の見直し、目標ということをお示しすることは難しいというところでございます。

高橋(稔)委員

市町村に移譲する場合も前提となることは幾つかあるかなという視点で、次に質問させていただきましても、その前にこれは先ほど来、緊急財政対策について関係市町村の御意見も伺ってきたという御説明がありましたので伺いますが、今回の県有施設の見直しについて、市町村は率直にどのような意見を出しているのか。補助金については先ほど、御説明があったんですけども、資料1ページ目の後段のところですが県有施設についてはどういう意見があったのか、再度確認させていただきます。

行政改革課長

昨年の秋に緊急財政対策を策定して以来、県有施設の見直しについて、特に県民利用施設の見直しの方向性、県の考え方についてそれぞれの市町村に説明を行ってまいりました。また、各所管課、所管局の方から個別に各市町村に出向いて御説明をするという機会も設けさせていただいております。

そうした中で市町村から頂いている御意見の主なものといたしましては、やはり市町村も財政状況は非常に厳しい。そうした中で施設の維持管理の負担が市町村の方に負わされてしまうのではないかと、いわゆる施設を市町村の方で引き受けるメリットはどこにあるのかといった様々な御意見、課題を投げ掛けられているという状況でございます。

高橋(稔)委員

当然だと思うんですよ。負担付き贈与じゃありませんけれども、負担付きで移譲されても、これは大変なコストを生んでしまうかもしれないので、市町村としても当然な御意見だと思うんですが、そこで今後の県有施設の在り方を検討する

上でも、庁内的にも今、正におっしゃった市町村を含めた対外的とっていいかどうか分かりませんが、そういった方々のことを考えても、県有施設の維持管理にかかるコストの見える化、正に先ほど申し上げました後世代、現役世代、こういった方々の県民との情報の共有化、こういったことを図っていくことが非常に大事だと思うんですけれども、維持管理コストの見える化について、どう考えているのか伺っておきます。

財産経営課長

私の方からはいわゆるハードと言いますか、一般的な市町村の清掃だとかそういうところは抜きまして、施設を運営していくために、例えば30年、40年持たせるためにどんな費用がかかっているか、いわゆる修繕工事であれば、屋根の防水も劣化します。そういったものがどのくらい今までかかっているのかということも、実は今まで御披露したことがございません。昨年もいろいろと議会の方からも御質問等をいただいているところでございまして、この辺りにつきましては、まずはどのくらい現状でかかっているのかということを中心にちゃんと見極めまして、その上で今後、どんなコストがかかっていくか将来予測をしていかなければいけないということがございますので、今のところ、もともとは緊急財政対策というところでやっておりましたけれども、県の施設は知事部局だけでも一般の庁舎といったものだけではなくて、公共住宅もございまして、また、警察あるいは企業庁の施設もございまして、県土整備局が所管している道路や公園、そういったいわゆる基盤の施設もございまして、そんなもの全て見極めた上で見える化を図っていきたいと思っておりますが、今、作業に取りかかったところでございまして、まだ見える化がいつ頃できるかというのはありませんけれども、今のところ、そういった作業に着手したということがございます。

高橋(稔)委員

財産経営課は正に戦略的な財産経営、ある面で戦略的と申し上げたんですけれども、今おっしゃったようにこれまで取り組んでいない手法も加味して、今持っている財産を有効に活用していく。活用は譲渡、売却の処分も含めてなんですけれども、そういう意味では非常に戦略論が必要になってくるんだろうと思うんですけれども、今まで事務分掌で取り組んできたもの以外にも、やっぱりこれは広めていかないと厳しいのかなと思います。部にも昇格していくことですし、もしお考えがあれば確認させていただきます。

財産経営課長

実は今回、人材課長の方からもお話がございましたが、私どもが今、所管しているものにつきましては委員から御指摘がございました戦略的に進めるということでしたが、現在、所管しているところはややハード系なところに特化しているところがございます。今後、ハード系だけではなくて、人件費や土地の売却等、広い感じでやっていかなきゃいけないということがございますので、私どもの部には現在、財産経営課と財産管理課がございまして、こちらが合わさった形で財産経営部に昇格するという言い方は変ですけれども、もう少し広い視

点でやるということになりますので、そういったことでは一つの課だけではなくて、部で取り上げていくという状況でございます。

高橋(稔)委員

ハードの部分もさることながら、やはり先ほど来申し上げているように、後世代のみならず現役世代と問題を共有化していくということを庁内も含めて広く県民にも示すということになってきますと、何らかのマネジメントシステムをしっかりと見える化していかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

例えば公共建築物のマネジメント白書、こういったものについても作成されているかもしれないと思うんですけども、これは県土整備局が所管しているかもしれません。クロス・ファンクショナル、場合によっては大学の方から提言を受けたり、連携をする場合もあるかもしれません。民間活力も活用しなきゃいけないかもしれません。そういう多彩なクロス・ファンクショナルが私は可能かなと思いますけれども、こういうマネジメント白書なり、そういったことについては、今、ソフト部分とおっしゃっていたんで、ちょっとそんなことに思い至ったんですけども、お考えがあれば確認させていただきます。

行政改革課長

施設白書とかマネジメント白書とかいろいろ市町村等でも取組が進められているかと存じております。先ほど、財産経営課長の方から主にハード部分の今後の修繕費等の部分の見直しという観点からお答えいたしました。これまで緊急財政対策で県有施設の見直しを進めてくる中で、いわゆる外部の調査会を設けて検討していただいているわけですが、そうした場面で県民利用施設につきましては、例えば利用者の状況がどうか面積がどうか、あとは維持管理のコストがどうか、人件費がどうかといったデータはその都度、お出ししてきております。

そうしたものでこれまでお示ししてきておきまして、調査会の中からは今後、緊急財政対策の取組を県民の方に分かりやすくお知らせすることも考えていけとか、見える化を図っていけというような御意見も頂いております。それは私ども、課題として受け止めさせていただいております、ただいま検討をしているところでございます。

高橋(稔)委員

平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年というロードマップを示した上で 3 年度にわたって取り組んでいるわけですが、是非御検討いただきたいと思っております。

施設の廃止については先ほど、20 件ということで伺ったんですけども、移譲対象という施設については何件ぐらいで、今後、どのような見直しを持っていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

行政改革課長

ロードマップの中で移譲の方向性を出させていただいているのは 42 件でございます。これらの移譲対象の施設につきましては、もともと今後の調整のスケジュールといたしましては、まず指定管理期間を 12 月の議会で延長させていただいて、

平成 27 年度の更新とさせていただいた施設につきましては指定管理の手続を踏まえると、今度の 5 月頃までにはある程度、方向性を判断しなければいけない。また、それ以外の施設につきましても移譲に向けた細部の調整、また、公の施設でございますので条例の改正手続とか県民の方への周知の手続、そうしたことを踏まえますと来年度の前半には一定の結論を出していかなければいけないものと思っております。

そうした中で移転等を検討している施設もございます。そうしたものにつきましては、改修工事等の必要性が生じるのかどうかというところの見極めも必要だと考えております。これまでもいろいろと議員の皆様からも御意見を頂いております。特に市町村への移譲の調整、こうしたところにつきましては丁寧に進めていく必要があると考えておりました、引き続き移譲に当たって、先ほども市町村からの意見も御紹介いたしました、そうした課題、条件面、そうしたものにつきまして文書による照会も含めて、具体的な調整を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

高橋(稔)委員

有償譲渡についても、無償譲渡というのではないでしょうけれども、いずれにしても、移譲につきましても先ほど来申し上げています財産的な価値の見える化がない限りは、なかなか触手は動かないかなという気もするわけで、絵に描いた餅に終わらないようにその辺のところはしっかり先んじて情報提供をしていかないと、なかなか行動に結び付かないんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしても、県民利用施設の見直しにつきましては平成 25 年度前半までに一定の結論を出すということが大前提になっておりますけれども、平成 25 年度、平成 26 年度の財源不足を確保することを喫緊の課題として取り組んでおられます緊急財政対策の中にありまして、県有施設の見直しによる財政的な財源確保の効果というのが出てくるのは極めて中長期的だなという気がいたしますけれども、それらについてどういう御見解なのか。

くどくて申し訳ないんですけども、そういうことを考えると、緊急という言葉だけが一人歩きしているのではないかという気もしてしまうんですけども、それらについてのお考えはどうでしょうか。

行政改革課長

やはり県民利用施設ということになりますと、どうしても丁寧な調整ということが不可欠だと思っております。そうした中でそれぞれの施設の方向性が具体的にどういう視点で、どういうタイミングで定まってくるのか、先ほど、平成 25 年度の前半までにはという一定の目安も出させていただいております。そうした中で具体の方向性が固まってきたものからお示しできるものはお示しできるのではないかと考えておりました、今の時点で全体的な目標効果というものは算定できないということで、繰り返しになりますがそういうこととなります。

高橋(稔)委員

緊急財政対策と銘打っているからには、やはり効果的なものがないと県民の理解もなかなか得られないという思いもいたしますけれども、そこでもう一つは民間活力ということが一つ重要だと思いますけれども、これまで言われていますPFIやPPP、こういった整備手法につきまして、今回のこういう県有施設の見直しに当たってどのような考えをお持ちなのか、確認させていただきます。

財産経営課長

神奈川県では現在のところ知事部局で6施設ほど、PFIといわれる民間資金を活用した施設の整備、それから維持、運営を頼んでいるものでございます。今、計画では二俣川地区の県立がんセンターがございまして、その関係で運転免許試験場の方でもそういったものができるかどうか導入の可能性を探っており、まだ結果は出ておりませんが計画しております。

一方、神奈川県ではPFIの活用指針というものを持ってございます。ところが、これは古く、平成11年頃つくったものでございまして、その後、PFI法の改正や指定管理のこと、公民連携の関係、いろいろ出てまいりました。国のガイドラインも出てきておりますので、ここで少しそういったものを見直しをして改定して、県としてこういった施設だとPFIになじむんではないかというものを各部局の方で判断できる、今の時代に合ったものをつくって展開していきたいということで作業をしているところでございます。そういったことを踏まえながら、なるべく県が直接的に建物を建てて、従前どおり管理を委託するというものと、民間の方に20年とか15年、全部を委ねてやってもらった方が得なのかどうか、これは施設の内容にもよりますが、全てがお金だけではありませんし、施設の個性もありますので、そういったものを踏まえながら見極めて、比較検討していくといったものが大事だと思っております。

高橋(稔)委員

分かりました。慎重にそういった対象を選定していただいて、PFI、PPP、こういった整備手法も効果的かどうか、しっかり検討した上で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

先ほど、財産管理課長の方から174件、362億円の台帳上価格を有している県有施設、未利用県有地、普通財産ということで御説明があったんですけども、ちょっと気になっているのが3箇所ほどあるので具体的な動きがあるか、今後の予定があるかどうか、具体的な話で恐縮なんですけど伺っておきたいと思っております。

まず磯子区にあります衛生看護専門学校跡地、伊勢町にありますアパート、それから花月園の児童遊園地跡地、これらについては位置的なことも含めまして、スケールの的にもそれなりの価値があると思っておりますけれども、現状を把握していらっしゃるれば教えていただけますか。

財産管理課長

ただいまお尋ねのございました三つの土地について、まず衛生看護専門学校の跡地でございますけれども、磯子区にありまして根岸駅の前にある立地条件の非



常に良い土地でございます。面積は約 8,600 平米ほどございまして、平成 18 年に衛生看護専門学校が根岸町へ移転したことに伴いまして、閉鎖をされて跡地になりました。平成 21 年度から平成 22 年度にかけて建物の除却工事を行いまして、現在、一部残っている部分がございますけれども、更地になっている状態でございます。この土地につきまして、今、お話ししましたように非常に立地条件の良い場所でございますので、まず県での利用ができないか慎重に検討を進めているところでございます。利活用を決定するまでの間、更地になっているのはもったいないので一時的に貸付けなどを行ってございまして、平成 24 年度は工事ヤード、あるいは資材置き場として 2 回ほど貸付けを行いまして、トータルで約 49 万円ほどの収入を得ているというような状況でございます。

次に伊勢町アパートにつきましては現在、アパートとしてまだ使っておりまして、この 3 月をもって廃止することとしております。現在、暫定的に敷地の一部を横浜市に貸してございまして、これは西区役所の耐震化工事の際の駐車場や駐輪場として貸付けを行ってございまして、また、県も公用車、マイクロバスの利用者などの駐車場として一部利用している状況でございまして、廃止後の利活用については今後検討してまいりたいという状態でございます。

財産経営課長

私の方からは鶴見区にございます花月園児童遊園地跡地の状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。遊園地となつてございまして、実質的には、直近まで使われていたのは競輪場ということでございまして、その周辺の地区につきまして、全体を含めまして、やはり同様に県として使う道がないのかどうか庁内照会しましたが、広いということもございまして、県では自ら活用いたしません。

続きまして、地元の市に対しまして照会をいたしましたところ、市としては防災公園にしたいという地元からの非常に強い要望がございまして、ですけれども、なかなか権利関係や道路の関係等いろいろございまして、こういった事業をできるのが都市再生機構、いわゆる UR でございまして、国の中では事業ができるということでございまして、UR を事業者といたしまして、その事業が進めば、県は UR に土地を譲渡する。それから UR が整備をして、市に対しては公園、また自前で多少の市街地整備をするというスキームで今、進めてございまして、諸条件の整理ということで UR、横浜市、それから民間と県とで協議を重ねていって 4 者で事業に向けて進めている状況でございます。

高橋(稔)委員

今、例示で出していただきました県有地はいずれも非常に駅から至近ですし、県民から見ると有効活用がなされないという声が寄せられてございまして、緊急財政対策と言っている割には更地のままであったり、納税者から見るとその辺がよく見えない。今おっしゃっていただいたようなことが別に表記されているわけじゃありませんので、私どもも今、説明を受けて初めて分かる次第でして、やはり県民と県政との信頼関係構築のためにも、もう一工夫できないかということをお申

し上げたいわけで、ここは何か一つ、オープンに余り出せないものも戦略上あるでしょうし、これから正に財産経営部になるわけですから、考えていただければ有り難いと期待をしているところでございます。

そうはいつでも、先ほど財産管理課長もおっしゃいましたように県での利活用を考えると、すぐには売却や処分ができないという思いも当然のことだと思えますが、もう少し戦略的な思考でやっていただければ、緊急財政対策を標ぼうしている本県でございますので、県民から一定の理解は得られないのではないかと思います。

いずれにしましても、これからの新年度は正に戦略的思考で成長産業も育成しながら頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。